

事業名	半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入				
申請事業者	・ソニーセミコンダクタ株式会社(熊本県菊陽町) 【2事業者の共同申請】 ・カンサン株式会社(群馬県渋川市)				
事業所管	経済産業省	規制所管	経済産業省	法令	高圧ガス保安法(容器保安規則)
活用する特例措置	経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令				
特例措置の意義	<ul style="list-style-type: none"> 半導体製造に用いる高純度ガス容器の再検査に要するコスト・期間を大幅に削減。 事業者の競争力強化を図り、国内におけるものづくりのサプライチェーンの維持に寄与。また、保安性能の向上を通じて、雇用者や周辺住民の安心・安全の確保に資する。 				

【新事業活動計画の概要】

- 半導体製造に際しては、半導体の微細加工や製造装置のクリーニング等に高純度ガスを使用するため、高純度ガス用容器を用いる必要がある。
- この高純度ガス用容器は、法令(容器保安規則)により再検査(外観検査及び耐圧検査)が義務付けられている。昨年4月24日に、現行法令では認められていない超音波検査等の検査手法の導入を可能とする特例措置が創設された。
- 今回、申請された新事業活動計画では、
 - ①新たな検査手法により再検査に要するコスト・期間を大幅に削減し、生産性を向上させた新事業展開が可能となること
 - ②当該検査が適切な検査方法によるものであることや、検査員が当該検査の方法に関する専門的知識を有することなど、**特例措置に定められた要件を満たすこと**
 - ③先進的な検査手法の導入による、**保安性能の向上**を通じて、雇用者や周辺住民の安心・安全の確保に資することが、それぞれ認められるため、10月16日付けで、認定を行った。
- この認定により、事業者は特例措置を活用して、新事業活動を実施することが可能となる。

【実施時期】

平成27年10月～平成29年3月

【実施者、実施場所】

	中・小型容器
検査手法	超音波検査
ガス消費場所	ソニーセミコンダクタ株式会社 (熊本テクノロジーセンター、長崎テクノロジーセンター、鹿児島テクノロジーセンター、山形テクノロジーセンター、白石蔵王テクノロジーセンター)
検査実施者	カンサン株式会社
検査場所	カンサン株式会社高崎事業所 (群馬県高崎市)

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局デバイス産業戦略室(03-3501-6944)

商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室(03-3501-1706)